ほうらいの里ショートステイ　利用料金一覧表

適用： 令和4年10月1日　　〔表内単位：円〕

	項　　目		要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険適用分	① 基本サービス費		446	555	596	665	737	806	874
	② サービス提供体制加算（Ⅲ）		6						
	③ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		①＋②＋⑧＋⑨の月額合計×8.3%						
	④ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		①＋②＋⑧＋⑨の月額合計×2.3%						
	⑤介護職員等ベースアップ等支援加算		①＋②＋⑧＋⑨の月額合計×1.6%						
その他実費分	⑥ 滞在費	第１段階	0						
		第２段階	370						
		第３段階	370						
		第４段階	920						
	⑦ 食事代	第１段階	300						
		第２段階	600						
		第３段階①	1,000						
		第３段階②	1,300						
		第４段階	1,545（朝食 310円、昼食670円、夕食565円）						

＊特定の要件に該当する場合に発生する加算

内　　容	金　額	説　　明
⑧ 送迎加算	184円／回	自宅から施設間の送迎を利用した場合の加算 （往復利用の場合 184円×2回=368円）
⑨ 緊急短期入所受入加算	90円／日	利用者の状態や家族の事情によりケアマネジャーが緊急に利用することが必要と認め緊急に受け入れた場合、7日間を限度（特定要件の場合は最大14日間）に加算

※　①②および⑦⑧は、介護保険負担割合 1 割の場合の金額です。2 割負担の場合は①②および⑦⑧の金額は２倍になります。（市町村から発行された『介護保険負担割合証』をご確認ください）

※　介護保険負担限度額認定証について
以下要件に該当される方は市町村の介護保険窓口へ申請することで居住費および食費の負担が軽減される認定を受けることができます。（詳しくは市町村の窓口にて直接お問い合わせください）

負担段階	世帯の所得状況
第１段階	生活保護受給者等
第２段階	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が80万円以下の人
第３段階①	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が80万円～120万円以下の人
第３段階②	住民税非課税世帯で、本人の年金収入等が120万円を超える人

☆ お支払いは、月末締めの一ヶ月分をまとめてのご請求となります。
☆ 兵庫西農協（JA）・郵便局・兵庫信用金庫からの自動口座振替がご利用できます。
☆ 口座振替を利用されない方は、請求書がお手元に届きましたら、ほうらいの里での直接の支払い、もしくは以下指定口座にお振込みください。

＜指定口座＞　ほうらいの里　短期入所生活介護事業所　理事長　岡田 雄二
兵庫西農業協同組合　高田支店　普通　０５０３７３１